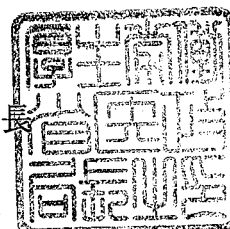


医政発第0208010号

平成17年2月8日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長



「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
等の一部改正について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり通知を発出しましたので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

○厚生労働省令第十四号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の六の規定に基づき、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年二月八日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「大学の医学部又は大学附置の研究所の附属施設である病院」を「医学を履修する課程を置く大学に附属する病院」に改める。

第四条第一項中「八月三十一日」を「六月三十日」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(参考)